

私たち  
宅建業者は

# 同和地区の所在に関する 質問には お答えします!



私たち、宅建業者は憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。宅建業者が、同和地区であるかどうかを調査したり、教えたりすることは法令等に抵触します。予断と偏見をなくし、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会をつくりましょう。

## ■大阪府の宅地建物取引業法に基づく指導監督基準

取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示することは、指導の対象となります。

## ■宅地建物取引業法第47条第1項と同和地区に関する告知

取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくとも宅地建物取引業法第47条に抵触しません。

## ■大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(一部改正・平成23年10月1日施行)

府の区域内の土地の取引に関する自己の営業のために調査等を行う事業者が、対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告することや同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることを教示することを禁止しています。

## 不動産に関する人権問題連絡会・大阪府